

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「イノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」業務委託仕様書

この仕様書は、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する『福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「イノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」』（以下、本事業とする。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 事業の名称

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「イノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」

2 事業の目的

本事業は、福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」とする。）の実現に向けた交流・関係人口の拡大を図るため、県内小学生及びその親世代を主な対象に、浜通り地域等 15 市町村（※）のイノベ地域内の拠点等を活用したキャンペーンやイベント等を実施し、県民等のイノベ構想に対する認知度向上や理解・深化を促し、構想への参画や構想に参画する関係者を支える機運を醸成することを目的とする。

（※）浜通り地域等 15 市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までの期間

4 業務委託及びプロポーザル提案の内容

業務委託期間を通じて、小学校高学年児童及びその家族世帯を主なターゲットに参加者 1, 5 0 0 名程度を目標として、キャンペーンやイベントについて以下（1）～（6）の業務を行い、各事項について提案を行うこと。

（1）実施期間・回数

提案事項

●委託期間内にキャンペーンやイベントを 1 回以上実施し、目標参加者人数の達成に有効な提案をすること。

（提案にあたっての留意事項）

- ・業務委託期間内でのキャンペーンやイベントの開催期間は制限しない。
なお、事業内容によっては、夏休み期間を実施期間に含む場合もある。

(2) 場所

提案事項

- 浜通り地域等 15 市町村（※）でキャンペーンやイベントを開催することが可能な場所等を選定し提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・イノベ地域内の施設や拠点等を活用したキャンペーンやイベント等を実施すること。
- ・イベントの実施にあたっては、事業の効果を高めるためにイノベ地域で行われる他のイベントなどと連携した取り組みを検討すること。
- ・施設等との交渉や、造作物等の作製・設置・維持・撤去は業務委託に含める。

(3) キャンペーンやイベント等の実施方法

提案事項

- イノベ構想の理解促進や機運醸成に資する方法を含めた内容とすること。
- 小学校高学年児童及びその家族世帯を中心に親しみやすい実施内容を提案すること。

- ・開催形式等については、制限しない。
- ・主に小学校高学年児童及びその家族世帯を対象とする。
- ・キャンペーンやイベントの開催にあたり、必要となるシステム（アプリ等）等の開発・維持管理を行うこと。
- ・上記のほか、本事業を効果的に実施するための提案を可能とする。
※想定しているイベントの開催形式事例は次のとおり
 - ・「ふくしまゼロカーボンDAY！」（福島県）
 - ・「メディカルキッズパーティー（2022）」（ふくしま医療機器開発支援センター）
 - ・「そなえる・ふくしま 2023」（福島県）
 - ・「福島イノベ構想・2023 クイズ&スタンプラリー」（当機構）

(提案に当たっての留意事項)

- ・システム（アプリ等）等の新規開発等を含む事業の場合には、既存のシステム等を活用しても本事業の目的・仕様が達成可能な場合、改修等による提案も可能とする。その場合、その旨を明示すること。
- ・個人情報の収集を行う場合、本事業に最小限必要な内容に留め、プライバシー保護のための統計的な処理を行うなど、個人情報が外部に漏れることのないよう、その管理を適切に行うこと。

- ・キャンペーンやイベント等の制作したデザイン等の制作物の著作権は甲に帰属するものとする。

(4) 広報・PRツールの作成等

| |
|-------------|
| 提案事項 |
|-------------|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●下記の事項のほか、目標人数以上のより多くの参加が期待できる効果的な広報手段を提案すること。 |
|--|

- ・キャンペーンやイベント等の告知を目にすることにより、楽しく感じ参加したいと思えるような訴求力のあるポスター及びチラシ（またはリーフレット）を必要部数作成するとともに、効果的な場所に設置及び対象者等へ配付すること。
 - ・チラシについては、本事業の主な対象としている県内小学生児童（特に高学年）に配付すること。
 <参考>令和5年度県内小学校児童数約 83,400 人（県内小学校 390 校（分校含む））（内4・5・6年生約 42,100 人）
 なお、配付方法等については、甲の指示に従うこととする。
 - ・キャンペーンやイベント等を行う施設内等では、参加者の目に留まる造作物等を設置・掲出すること。なお、設置施設等との交渉や、啓発物等の設置・維持・撤去は業務委託に含める。
- (提案にあたっての留意事項)
- ・広報やPRツールの作成に係る費用等は見積に含むこと。

(5) その他

- ・キャンペーンやイベント等の問い合わせ先となる事務局を設置し、キャンペーンやイベント等に関する問い合わせ、回答等事務局業務については、全て乙において行うこと。
- ・詳細な開催日や開催場所は、甲と協議のうえ決定すること。
- ・会場の手配や参加申込みの取りまとめ、資機材の準備及び設営、撤去、出演者等との調整など、主に甲が行う場合を除く開催に関わる調整の一切を乙において行うこと。
- ・会場使用料や謝礼等の費用は、受託費用に含めること。
- ・キャンペーンやイベント等の効果を測定するために参加者へのアンケート等を行うとともに、アンケートの設問は乙にて作成し、甲と協議のうえ決定すること。
- ・キャンペーンやイベント等の終了後、参加者数や参加場所等のデータやアンケートの集計により効果分析を行うこと。

(6) 実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書を作成し、委託期間内に提出する

こと。

5 成果品

実績報告書（正副本1部ずつ）

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・業務委託着手届（第1号様式）
- ・総括責任者通知書（第2号様式）
- ・実施工程表（様式任意）
- ・業務実施体制図（様式任意）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・業務委託完了届（第3号様式）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本事業に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本事業の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本事業実施のために必要な協力をする。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、業務委託の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

10 その他

- ・著作権は甲に帰属する。
- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本事業に含まれるものとする。

11 新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。